



**アップデート版:** 「アップデート版」とは、従来版と同等の機能を備えながらバグ対策を意図して改良が加えられた機能を備えるソフトウェアを意味する。リリース番号は、例えば、アップデートの区分標準として“R19.1”から“R19.2”(バグ対策済み)のように表示されるものとする。マクソン社は通常、アップデート版を無償提供するものとする。

**アップグレード版:** 「アップグレード版」とは、上位の拡張版ソフトウェア、あるいは一部に拡張された機能を備えたソフトウェアを意味し、アップグレードの区分標準として“R17”から“R19”のようにリリース番号の変更を伴う表示がなされるものとする。アップグレード版は通常、有償販売されるものとなる。

**フローティングライセンス・モデル:** 「フローティングライセンス・モデル」とは、同一ソフトウェアを同時に使うことができるユーザー数が特定されたライセンス形態を意味する。この場合に、ソフトウェアを希望する台数のコンピューターにインストールすることが可能であり、一般的に、中央ライセンスサーバーが各コンピューターのインストレーションを管理し、ライセンス台帳に登録された複数ライセンスについて、同時使用のために各コンピューターに対するロックを解除するようになっている。

**レンダーファーム:** 「レンダーファーム」とは、3Dのコンピューターグラフィックスおよびコンピューターアニメーションを行うために用いられるコンピューター・ネットワークを言う。

**教育用ソフトウェア:** 学校法人あるいはこれに準ずる学校、専門学校、大学、その他教育機関の教員、講師、全日制学校の学生・児童生徒に提供される機能およびランタイム制限された個別認証されるソフトウェアであり、当該学術教育機関の学生、教員、指導者に対して継続的な教育、指導、学習を目的とする。教育用ソフトウェアは、直接的にも間接的にも、商業的あるいは業務用途を含めて営利目的で使うことは許されない。

**非再販版:** “非再販用”(非売品サンプル)の表示が付されてマクソン社から提供され、マクソン社の承諾無しには第三者に対して販売もしくは配布することが禁止されているソフトウェアを指す。更に、これは直接的にも間接的にも、商業的あるいは業務用途を含めて営利目的で使うことは許されない。

以下三地域のうちライセンサーがソフトウェアを購入した地域が、ライセンサーにとって、契約上の拘束力が有効となる地域である。

- (1) EMEA(ヨーロッパ、中東、アフリカ地域)
- (2) アメリカ(北米、南米地域)
- (3) APAC(アジア太平洋地域)

EULAにおいてライセンサーに対して明確に付与されていない権利は全てマクソン社に留保されている。本件ソフトは、著作権法ならびに著作権に係わる各種条約に加えて、知的財産権法ほか関連する国内法および国際条約によって保護されており、本件ソフトの名称や著作権その他の知的財産権は、マクソン社またはその流通パートナーに帰属する。また、EULAはライセンサーに対して、マクソン社の商標ならびにサービスマークに係わる如何なる権利についてもその使用を許諾するものではない。

本件ソフトはソフトウェアとしての使用が許諾されるものであり、所有権がライセンサーに移転するものではない。

## 第2条 (契約の開始)

- 2.1 マクソン社はライセンシーに対して、データ記憶媒体またはインターネットからのダウンロードを通じて本件ソフトを提供する。
- このときマクソン社は、起動後3ヶ月間有効な仮登録コードでの使用(立上げ期間)の便宜を図る。
- この立上げ期間が満了するまでに、ライセンシーはマクソン社にユーザー登録をしなければならない。
- ライセンシーは、ユーザー登録後にEULAの定めるところに従って、本件ソフトについて無期限の使用権を取得することとなる。
- ライセンシーがオンラインまたはオフラインを問わず電子媒体によってユーザー用のドキュメント類を使用できる場合、マクソン社は、印刷物となったユーザー用ドキュメント(ユーザーマニュアル)の配布を省略することができる。
- 2.2 本件ソフトのデモ版は、第6条の定めるところに従ってライセンシーに配布されるものとする。
- 2.3 サポートおよびソフトウェアのアップグレードはEULAに含まれておらず、別途締結される契約「MAXONサービス契約」(MSA: MAXON Service Agreement)に従うものとする。

## 第3条 (使用権の範囲)

- 3.1 ライセンシーに対しては、EULAの定めるところによって本件ソフトをライセンシーにとって契約上の拘束力が有効となる地域内にあるライセンシーのハードウェアで使用することができる非独占的な使用権が付与される。シングル・ユーザーライセンスを取得したライセンシーは、2台以上のコンピュータ・システムに本件ソフトをインストールして同時に使用することはできない。また、シングル・ユーザーライセンスを取得したライセンシーがハードウェアを変更する場合には、従来のハードウェアにインストールされていた本件ソフトを削除しなければならない。
- 3.2 ライセンシーにとって契約上の拘束力が有効となる地域外での本件ソフトの使用は、許されない。
- 3.3 2台以上のコンピュータ・システムで本件ソフトを使用するためには、本件ソフトをインストールするコンピュータ・システムの台数に応じた数のシングル・ユーザーライセンスあるいはマルチ・ユーザーライセンスを第4条に基づいて取得するか、または既に取得しているか、もしくは、「MAXONサービス契約」(MSA)を既に締結していないなければならない。
- 3.4 ライセンシーは、本件ソフトの従来版に対するアップデート版またはアップグレード版を入手していて、且つ、当該従来版に係わる使用権の保有者である場合に限って、これらアップデート版またはアップグレード版を使用することができる。
- 3.5 本件ソフトの使用権には、必要な場合にコピーを行なえる権利が含まれる。必要な場合のコピーとは、例えばデータ記憶媒体あるいはインターネットのようなダウンロード媒体から本件ソフトをハードディスクドライブあるいは大規模記憶装置へインストールし、あるいはRAMまたはキャッシュメモリー等にロードすることを含むものとする。ライセンシーが第4条に基づいて追加のコピーライセンスを購入している場合には、本件ソフトを携帯型の記憶媒体(CD-ROMその他)にコピーすることができる。

- 3.6 第3条8項を留保して、ライセンシーは、以下の条件の下で、本件ソフトのオリジナル版についての使用権を第三者に譲渡することができる。本件ソフトを受領して使用権を入手することになるエンドユーザーとしての第三者が誰であるかをライセンシーが特定して、譲渡前にマクソン社に対してこれを明示したときは、当該第三者への使用権の譲渡は認められるものとする。譲渡は、本件ソフトのコピー全てのほかマニュアル類、印刷物あるいは電子媒体による付属物、ライセンス証書またはデータ記憶装置等電子媒体に登載されたライセンス認証、アップデート版およびアップグレード版、これらプロダクツ類に関わるライセンス確認を含めて本件ソフト原本が格納されたデータ記憶装置を当該第三者が引き継ぐ場合にのみ可能である。譲渡は、使用権全体が対象となり、使用権の一部譲渡は認められない。
- 3.7 マクソン社は、前項に規定した義務を履行するためのダウンロード用契約フォームをライセンシーに提供するものとする。
- 3.8 プロダクツが非再販版である旨表示されている場合には、マクソン社の許可なく第三者に対してその使用権を譲渡することはできない。
- 3.9 ライセンシーは、とりわけ直接的にも間接的にも何らかの対価を得ることを目的として、マクソン社の許可なく本件ソフトを第三者に対して短期賃貸または長期賃貸あるいは貸渡しすることはできない。ライセンシーは、第3条10項で合意がなされた場合を除いて、マクソン社の許可なく本件ソフトを加工しあるいは改変を加えることもできない。
- 3.10 ライセンシーは、通常の使用の範囲内であるか、または、マクソン社の利益を害すること無く独自に開発されるコンピュータープログラムや他のコンピュータープログラムとの間の相互運用を図るうえで所要の情報を得ることが必要である場合に限って、マクソン社の許可を待たずに、本件ソフトに関わるプログラムコードまたはコードフォームをコピーし、またはリバースエンジニアリングを行うことができるものとする。但し、これは以下に掲げる条件が全て満たされる場合のみに限られる。
- 当該行為が、ライセンシー自身によって、または、開発プログラムの使用が許される他の者もしくは自らの名前でこれを行う権限が付与された者によって、実行されるものであること、
  - 相互運用を図るうえで必要な情報以外は、当然ながら、前項で特定された者であってもアクセス可能とされていないこと、
  - コピーやリバースエンジニアリングは、相互運用を図るうえで必要となる本件ソフトの一部に限定されたものであること、許されるソースコードの解析を通して得られる情報は、独自に開発されるプログラムとの相互運用目的以外には使用されないこと、
  - 独自に開発されるプログラムとの相互運用を図るうえで必要ではない限り、当該情報が第三者に渡らないよう担保されていること、
  - 当該情報は、著作権の侵害行為となってしまうなど表現形態が著しく類似したプログラムの開発・制作に用いられるものではないこと。
- 3.11 ライセンシーは、バックアップ用コピーを1つだけ作成することは許される。但し、当該バックアップ用コピーには、製品番号、バックアップ用コピーであること、購入日付、コピー実施日が記録されたラベリングがなされていなければならない。
- 3.12 ライセンシーは、EULAの規定に違背して、マクソン社の許可無く第三者に使用権を移転したりサブライセンスを付与したりすることはできない。

## 第4条 (特別ライセンス)

### 4.1 マルチ・ユーザーライセンス(フローティングライセンス)

#### 4.1.1 フローティングライセンス

フローティングライセンスは、ライセンシーに対して、同一ソフトウェアを希望する台数のコンピューターにインストールし、ライセンスが許容する台数のコンピューターで同時使用できる権利を付与する。その際に、ライセンスサーバーは使用を監視し、ライセンスが許容する同時使用台数を超過しないことを保障しなければならない。ライセンシーに対しては、ライセンシーに認められるインストール台数を特定するライセンス証書(ソフトウェアライセンス証書)が引渡される。フローティングライセンスによってソフトウェアをインストールできるコンピューター台数が増えるのみであり、同時使用するためのインストール許容数が増えるわけではない。

#### 4.1.2 グローバルフローティングライセンス

マクソン社は、地域制限なくソフトウェアをグローバルに使用できるための特別なライセンス・モデルを必要に応じて提供する。

### 4.2 レンダーファームでのライセンス使用

#### 4.2.1 Team Render / Team Renderサーバー

本件ソフトがTeam Render機能を内蔵している場合に、ライセンシーは、自身のレンダーファーム内において追加分のコンピュータ・システム上で同時に本件ソフトのTeam Renderクライアント版をインストールして使用することができる。ライセンシーは、本件ソフトがCinema 4D Broadcastまたは Cinema 4D VisualizeであればTeam Renderクライアント版を同時に3台までのコンピュータ・システムにて、Cinema 4D Studioであれば台数制限無しに複数コンピュータ・システムにて自身のレンダーファームバージョン内で使用し、第三者用に作成した3Dコンピュータグラフィックおよびアニメーションをレンダーリングすることができる。但し、(1) ライセンシーのレンダーファームもしくはイントラネット外、(2) 第三者のデータ処理、第三者への3Dコンピュータグラフィックおよびアニメーションのレンダーリング、およびその他の第三者へのサービスを提供するため、そして/または、(3) 第三者のネットワーク内およびクラウドサービス内のコンピュータ・システムにて本件ソフトのTeam Renderクライアント版をライセンシーがインストールして使用することは認められない。

#### 4.2.2 コマンドライン・レンダークライアント

コマンドライン・レンダークライアントの使用には、ライセンスサーバーが条件である。コマンドライン・レンダークライアントの作動には第三者プロバイダーの相応の操作ソフトウェアが必要であり、これは納品内容に含まれない。コマンドライン・レンダークライアントライセンスは、ライセンシーが作動させるレンダーファームにコマンドライン・レンダークライアントをインストールして、自己便宜のため、ならびに、第三者へのレンダーサービスもしくは他のサービスを提供するために使用する権利をライセンシーに対して付与する。

このレンダーファーム内のいずれのコンピューターに関しても、ライセンシーは別途クライアントライセンスを購入しなければならない。レンダーファーム内のライセンスサーバーはライセンス使用を監視し、ライセンスが許容する範囲でのみ当該ソフトウェアが使用されることを保障しなければならない。

#### 4.2.3 レンダーファーム

マクソン社は、ライセンシーが第三者へのレンダーサービスもしくは他のサービスを提供するために本件ソフトを使用できる、また、レンダーファーム内で希望数のクライアントと合わせて本件ソフトを使用できる特別なライセンス・モデルを必要に応じて提供する。

**第5条 (教育用ソフトウェア)**

- 5.1 教育用ソフトウェアは、直接的であると間接的であるとを問わず、商業的あるいは業務用途を含めて営利目的で使用することができない。
- 5.2 本件ソフトの使用権が学生を対象とする教育用途を目的として付与されたものである場合、EULAは以下の規定に従って適用される。
- 5.3 教育用ソフトウェアの使用権は、第1条に掲げられた者に対してのみ付与される。従って、学生たる者は第1条に規定された要件を満たす教育機関における少なくとも1つの課程について学籍登録がなされていなければならない。本件ソフトが公認の教育目的で使用されることが明らかである場合、マクソン社はその教育目的に限って本件ソフトの使用権を教育用ソフトウェアの使用権として付与する。本件ソフトは一定の水準にある者のみが使用可能であり、所定の水準について適格性に疑問を生じた際には、ライセンサーは直ちにマクソン社に申告しなければならない。
- 5.4 前項で規定された以外の他の目的のために本件ソフトを使用することはできない。とりわけ公認の教育目的以外のために、本件ソフトならびに付随する権利を転売してはならない。
- 5.5 教育目的に限定されている本件ソフトの使用権を利益目的、または教育目的の本件ソフトウェアの第5条3項により権利のない人に譲渡または短期賃貸もしくは長期賃貸あるいは貸与してはならない。
- 5.6 ライセンサーが第1条に規定された教育機関において学籍登録されている学生または常勤の教員である限り、教育用ソフトウェアとしての使用権は継続して有効であるが、その身分を喪失したときに失効する。この使用権はまた、EULAのいずれかの条項に違反したときに失効する。使用権が失効したときは、本件ソフトのコピー全てを破壊することにライセンサーは同意するものとする。
- 5.7 使用権の付与条件として、教育機関における履修あるいは教務活動の証明が必要となる。証明書として受理されるのは、有効な学生証そして／または入学許可証、あるいは教育機関において教員として活動している事実についての書面による証明であり、追加的に、国のIDカードまたはパスポートの写しが必要となる。全ての証明書類は、登録時もしくは発注時に有効なものであることが必要である。
- 5.8 マクソン社が無料で使用可能にしているオンライン・ダウンロードを経て、ライセンサーが教育目的で本件ソフトを入手する場合には、用いられるコンピュータ・システムの識別情報がインストール中にマクソン社宛に送信されるということをライセンサーは了解するものとする。マクソン社は、当該識別情報が第三者からアクセスされないようにすると共に、必要な起動用コードを生成し発効させるためにのみ用いるものとする。
- 5.9 ライセンサー側のコンピュータ・システムの変更に伴って識別情報が変わることになった場合、マクソン社は3回を限度として起動用コードを自動的に更改して対応するものとするが、当該識別情報が4回以上変更された際には、マクソン社は本件ソフトのそれ以降の使用を禁止することができる。その場合においてライセンサーは、正当な使用権者であることを自らマクソン社に対して証明しなければならない。
- 5.10 教育用ソフトウェアは個人での使用を意図したものであり、第1条で指定したライセンサーによってのみ使用することが認められる。このライセンサーはこれに関して本件ソフトを、自身が教育または学習を行う教育設備の内外において、自身のコンピュータ・システム上で、個人的に使用することができる。教育機関自体は本件ソフトを教育目的で使用は許可されておらず、同目的で使用する場合はマクソンのクラスルームライセンスのソフトウェアを取得しなければならない。
- 5.11 サービス提供は、マクソン社が終了させるまで有効であるが、マクソン社はこれを随時打ち切る権利を留保する。
- 5.12 教育用ソフトウェアは、法律上の権利能力を有する者を対象とするものであり、未成年者は、発注前に予め保護者または後見人の書面による同意を得ることが必要である。

## 第6条 (デモ版)

- 6.1 マクソン社は、自社のウェブサイト上で、あるいは別途データ記憶装置上のデジタルフォームによって、ライセンサーに対してダウンロード可能な評価目的のための本件ソフトのデモ版を提供することがある。このデモ版に係わる使用権は、通常の使用権と比較して、その機能や特徴点に制限が付されていることがある。
- 6.2 いかなるデモ版もこれを直接的または間接的に営利目的で使うことは禁止されている。ライセンサーは、デモ版の使用がインストール中にマクソン社に把握されるものであることを了解するものとする。また、直接的であると間接的であるとを問わず、教育上の指導あるいは訓練目的で使用することはできない。
- 6.3 デモ版の使用に際しては、使用前および使用中に、ライセンサーが自らのデータについてバックアップを更新しておくことが必要であり、デモ版の実行によってテスト/評価フェーズで中間データや処理結果が生成される場合に、それらのバックアップを取得しておくか否かは、ライセンサー自身のリスク判断に負うところとなる。
- 6.4 デモ版には試用期限の制約がなく、生成されたプロジェクトや画像データをライセンサーが記憶媒体に保存するためのオプションは、任意の登録後42日間に亘ってロックされない状態となる。デモ版の登録をすると決めた場合には、これに用いられるコンピュータ・システムの識別情報が登録期間中マクソン社に送信されることをライセンサーは了解するものとする。マクソン社は、当該識別情報が第三者からアクセスされないようにすると共に、必要な起動用コードを生成し発効させるためにのみ用いるものとする。
- 6.5 このテスト/評価フェーズの期間中には、ライセンサーに対してマクソン社から全てのサービスとりわけ何らかのサポートに関するサービスが有償で行われるものとし、ライセンサーは使用権を取得する際にサービスを指定することができる。

## 第7条 (アップデート版およびアップグレード版)

- 7.1 本件ソフトに係わるアップデート版およびアップグレード版の入手は、前回リリース分についての有効な使用権が存在していることが前提となる。
- 7.2 アップデート版またはアップグレード版のインストール後であって、前回リリース分は、アップデート版またはアップグレード版と共に全てが同一の機器にインストールされていて、前回リリース分またはそのコピーが第三者に移転されていたり他の機器に移設されていない場合にのみ、継続して使用することができる。ライセンサーは、アップデート版またはアップグレード版の提供を以って前回リリース分に対するマクソン社のサポートに関する全ての義務が終了することを了解するものとする。これは、4.2.2項においては、前回リリース分が同一ライセンサーによって使用されており第三者に移転されておらず、また、それら異なる版の使用が購入されたクライアントライセンスの合計許容数を超過しないという条件付きで適用するものとする。

## 第8条 (継続開発)

- 8.1 マクソン社のソフトウェア・プロダクトは常に開発が継続されており、本件ソフトについて見ても、最新版と既存版とではその有用性向上に伴う相違が生じている。展開途上におけるそのような相違自体は欠陥とみなされるべきものではなく、ソフトウェアが今なお進化している限り調整が必要であり、将来に備えたリスク管理の問題として許容され、そのときどきに得られる成果を受容することにライセンサーは同意するものとする。

## 第9条 (権利侵害)

- 9.1 ライセンサーがEULAに違背し本件ソフトに係わるマクソン社の権利が侵害された場合、マクソン社はEULAを解除する権限を持つ。その場合においてマクソン社は、契約の解除に起因して生じ得るライセンサー側の損害に対して如何なる責任も負わず、一切の異議求償に応じるものではない。この場合にライセンサーは、全ての付属物を含めて本件ソフトをマクソン社に返却するほか、ハードウェアにインストールされている本件ソフトを削除することに加え、ライセンサーが作成したバックアップ用コピーあるいはコピーライセンスに基づいて作成されたコピーがあるときには、それらのコピーも全てを破壊しなければならない。ライセンサーは、マクソン社からの初回の求めに応じて、本件ソフトの削除とコピーの破壊を行った事実の証明を書面で提出しなければならない。
- 9.2 本件ソフトにはマクソン社の使用権に違反する未認可の使用から保護するための技術的機能が搭載されている。これに関し、ソフトの使用について、本件ソフトが本契約および付与された使用権に準じたものであるかを監視、点検される。本件ソフトは特にソフトがインストールされ、使用されているシステムおよびネットワークに関するデータ、ならびに複製、使用およびアクセスの時点および回数に関するデータを収集する。これらのデータは当該ソフトの通信インターフェイスによりネットワーク接続およびインターネットを通じてマクソン社に送信される。ライセンサーはマクソン社がこれらのデータをその使用権の保護および行使のために処理し適用することに同意するものとする。ライセンサーは当該保護機能を除去したり回避したりすることはできず、本件ソフトを保護機能なしで使用することは認められない。「ユーザー参画プログラム」機能を無効にすることによって、当該保護機能を無効にすることはできない。
- 9.3 ライセンサーがマクソン社の使用権または本契約を侵害した場合、あるいはマクソン社から見て侵害していると認識するに十分であると判断した場合、マクソン社はそれ以降の本件ソフトの使用およびアップデートのインストールを阻止することができる。その他の民法ならびに刑法上の措置についてはマクソン社が留保するものとする。

## 第10条 (不作為)

- 10.1 不可抗力による場合のほか、例えば暴動やストライキ、ロックアウト、公的機関からの指示命令、原材料の不足、エネルギー供給や流通上のトラブル等々に起因する操業の中断によってサプライヤー等を含めたマクソン社の事業運営に一時的あるいは長期的に影響を及ぼす事由が発生し、マクソン社が行う引渡やサービスに遅延が生じた場合には、法的拘束力を持つ期間や期限が設定されていたとしても、これらについてマクソン社は免責されるものとする。この場合においてマクソン社は、斯かる障害発生期間に妥当な復旧期間を加算した期間について引渡やサービスを延期し、あるいは履行未済部分について全てもしくは一部をEULAから相殺することができる。

## 第11条 (保証)

- 11.1 マクソン社は、ライセンサーが本件ソフトの最新版をインストールすることを前提として、基準を満たしたコンピュータ・システムで本件ソフトを適切に使用する場合には、ソフトウェアのスペックに適合するものであることを保証する。但し、ここで言うスペックとは、ライセンサーとの契約締結日現在においてマクソン社から提示されたサービス内容と価格設定が参酌されるところとなり、提示されていなかったサービスや機能に欠落があったとしても、それらは瑕疵とはみなされない。



- 11.2 本件ソフトの使用権がマクソン社からライセンシーに対して無償で付与された場合には、以下に掲げる内容は当事者間で合意されたものとみなす。
- 本件ソフトは“現状渡し”でマクソン社からライセンシーに提供されものであり、第三者の権利を侵害するものではないことの保証、市場性、特定目的への適合性、ウィルスが潜在しないことの保証を含むと共にこれに限定されることなく、その品質または権利関係に瑕疵が無いことを保証するものではない。とりわけ、本件ソフトが中断やエラー無く安定して動作し、ライセンシーの要求に見合うものであることをマクソン社は保証するものではない。
- 11.3 本件ソフトの使用権がマクソン社からライセンシーに対して有償で付与された場合には、以下各号に掲げる内容は当事者間で合意されたものとみなす。
- 11.3.1 ライセンシーがマクソン社に何らかの保証を要求するためには、ライセンシーが本件ソフトの使用権を適法に取得していることが前提条件であること、
- 11.3.2 マクソン社は、ライセンシーに供与したユーザ・ドキュメント中で提示した目的に本件ソフトが適合していることを保証するものであること、
- 11.3.3 本件ソフトおよびドキュメントがライセンシーの具体的な要求または目的を満たすものであるとの保証や、ライセンシーが所有しているマクソン社認定外の他のソフトウェアやハードウェアとの互換性についての保証は、明確に除外されていること、
- 11.3.4 マクソン社は、例えば第三者のソフトウェア(第三者のプラグイン)のインストールや正規品でないハードウェアそして/または記憶モジュールの使用に起因する不具合のほか、プロバイダーによってプログラムされたものではないモジュール内の不具合、あるいはマクソン社が認定していないオペレーティングシステムの使用による不具合など、自らの責任に属さない機能上の不具合については一切保証するものではないこと、
- 11.3.5 マクソン社は、ライセンシーに引渡された本件ソフト収録済みのデータ記憶媒体あるいはダウンロードによって提供できるように用意されたデジタルデータの記憶装置がこれまでの知見に基づき引渡時またはダウンロード時にコンピュータ・ウィルスに冒されていないことを保証するが、ライセンシーは、本件ソフトおよび付属するドキュメント類の受領後速やかにこれらをチェックし、何らかの不具合が発見されたときには受領日から14日以内に書面で遅滞なくマクソン社に通知しなければならないほか、当該時点で明らかにならなかった不具合についても後日発見された際には直ちに書面で通知しなければならないものであること、
- 11.3.6 マクソン社は、通知を受けた不具合を回復するために、無償で修正を行なうか、あるいはアップデート版として代替品を交付するか、のいずれかを選択することができるが、ライセンシーが本件ソフトをEULAに違背する方法または交付されたドキュメントに記された指示に反して使用した場合、とりわけ、ライセンシーがマクソン社の許可そして/または協力無しに本件ソフトに変更を加えていた場合には、マクソン社は当該不具合を修正すべき義務を負わない。この無償修正または代替品交付が2度に及んだ場合、ライセンシーは、既に支払ったライセンス料の減額を求めるか、EULAを解約し既に支払ったライセンス料の返還を求めることができるものであること。
- 11.4 保証期間は、業務用途のライセンシーに対しては12ヶ月間、一般のライセンシーに対しては24ヶ月間とする。その起算日は、ライセンスの取得日もしくはマクソン社からの出荷日、または本件ソフトのダウンロード日、請求書発行日のいずれかとする。
- 11.5 マクソン社は、故意または重過失により本件ソフトが生命、身体、健康を侵害するに及んだときは、ドイツ製造物責任法に基づき自社がなし得る保証の下で無限責任を負うものとする。EULAの目的を達成するために不可欠な義務(基本義務)に対する軽微な過失に基づく違反についてマクソン社が負う責任は、予見可能で典型的な損害のみに限定され、それ以外については除外されるものとする。
- 11.6 マクソン社は、使用権が有償または無償で取得されたものであるかを問わず、ライセンシーがアップデート版そして/またはアップグレード版のインストールを怠ったことが原因で発生した不具合に対しては、何ら責任を負わないものとする。

- 11.7 マクソン社は、本件ソフトの複数のライセンスされたバージョンを1つのコンピュータ・システムで同時に稼働させないよう強調して助言するところであり、バージョンの異なる本件ソフトを並列にインストールすることに起因して発生する互換性の喪失あるいは不具合、とりわけ有用性が発揮されないことに対する責任または補償は明確に除外されるものとする。
- 11.8 ライセンシーが第3条10項による変更を行った場合、マクソン社は一切の保証を行わない。

## 第12条 (契約の終了)

- 12.1 EULAは期限の定め無く締約されるが、当事者の一方は、相手方に重大な違反があったことを原因とする場合に催告することなくEULAを終了させることができる。
- 12.2 EULAが終了した場合マクソン社は、ライセンシーに対して本件ソフトの使用権を取り消して以降の使用を禁止し、アップデート版そして/またはアップグレード版によるサポートを打ち切ることができる。

## 第13条 (第三者の権利)

- 13.1 マクソン社がライセンシーによって定められた企画書, 仕様書, 図表, 取扱説明書その他に基づいて契約上のサービスを提供する場合、ライセンシーは、その履行が第三者の権利とりわけ以下において財産権と総称する知的財産権や著作権等を、直接的にも間接的にも侵害するものではないことを確約するものとする。
- 13.2 このほか第三者の権利に基づく阻害要因の不存在は、マクソン社から提供されるサービスにおいて要求される特徴点ではない。マクソン社は、第三者の権利に係わる抵触関係を独自に調査する義務を負うものではないが、抵触するおそれある第三者の権利の存在に気付いた場合には、ライセンシーに対して通知するものとする一方、前項に該当する場合には、ライセンシーは、第三者から異議が申し立てられたときは直ちにマクソン社に通知し、第一義的に発生した損害をマクソン社に補償するものとする。
- 13.3 第1項に反して第三者の財産権, 使用権あるいは隣接権との抵触関係に起因して当該第三者からマクソン社に対して差止請求がなされた場合には、マクソン社はその法的状況を吟味することなくEULAを解除し、それまでに支出した費用の弁済をライセンシーに対して求めることができるものとする。
- 13.4 マクソン社に提示されたが契約締結に至らなかった案件に係わるドキュメント類その他は、それまでの費用支出が補填された場合に請求に応じて返却されるものとする。これによらない場合、マクソン社は開発依頼の受諾から3ヶ月後にそれらを廃棄することができるものとする。
- 13.5 本件ソフトがライセンス料の支払いと引き換えにライセンシーに引渡されていて、権利侵害を理由とする異議が第三者からライセンシーに対してなされたときは、マクソン社は13.6 項から13.8項に定めるとおり争訟もしくは和解に協力するものとする。
- 13.6 権利侵害を理由とする第三者からの異議に対処するための前提条件は以下のとおりとする。
- ライセンシーは、生じ得る抵触関係に気付いたときに直ちにマクソン社に書面で通知しなければならない。
  - ライセンシーは、異議に対抗するためにマクソン社と協同しなければならない。この場合にライセンシーは、マクソン社が主導権を取るものであることに予め同意するものとする。
- 13.7 前項においてマクソン社は、異議に対して争うか和解を図るかについて最終的な決定権を留保し、ライセンシーが前項第1号に基づいて適切な通知を行っていた場合には、法廷内外における防御あるいは和解のためのコストを負担すると共に、最終的な司法判断が下された際には支払いを求められた損害賠償を負担するものとする。また、マクソン社は相応のライセンスを取得するか、第三者との権利紛争を以後生じないようにソフトウェアを改作するかを選択権を留保する。

- 13.8 第三者の権利への侵害に対するマクソン社の責任は、EULAで規定される責任を限度とするほか、ライセンサーあるいはライセンサーのために本件ソフトに手を加える者がソフトウェア用ドキュメント中の指示に従わず、そして/または、マクソン社が使用を承認していない第三者の製品またはサービスと本件ソフトとを一緒に使ったことに起因して権利侵害を惹起した場合に、明確に除外されるものとする。

## 第14条 (データ保護)

- 14.1 マクソン社はライセンサーの個人情報を、連邦データ保護法(ドイツ連邦データ保護法)で規定されたとおりに、顧客名簿データおよび顧客注文処理そして許諾された本件ソフトの使用状態についての法的なモニタリングを目的として保存するものである。ライセンサーの個人情報は、EULAに基づくマクソン社の義務を履行するためだけに用いられるものである。オンラインによる発注がなされた場合には、当該注文を処理するために個人情報を第三者に転送する必要があることがあるが、ライセンサーの個人情報は、注文処理のために必要とされる範囲内で保存され転送されることになる。注文処理の過程でデータを取り扱う者もまた、法律で規定されたところに拘束される。これらのデータは、マクソン社が法律上または裁判所の決定によって求められた場合に限り、所管の情報受理機関に転送される。このような場合にマクソン社は、許された範囲で、そのデータがどこに転送されたかをライセンサーに開示するものとする。個人情報は、一般的な宣伝広告目的や市場調査あるいは意見収集のために第三者に開示されることはない。
- 14.2 本件ソフトがマクソン社宛ての送信機能を備える場合に、ライセンサーは本件ソフトのインストールあるいは登録もしくは使用時にこの機能を動作させたり停止させることができる。この機能は本件ソフトが自動的にソフトウェアとハードウェア情報を動作環境下のネットワークを経由してそのときどきにマクソン社へ送信するものである。これらの情報は主としてバージョン情報、エリア情報、設定言語に係わるものであるほか、ライセンサーが使用しているデータならびに本件ソフトの構成および本件ソフトに関連して発生する不具合等のシステム情報である。ライセンサーの氏名、住所のような個人情報と同様に、ライセンサーによって作成され処理されたファイルおよびその内容はマクソン社宛てに送信されることはない。マクソン社は、送信された情報と個人情報とを結び付けることはせず、ライセンサーを特定したりユーザープロフィールを作成するために使用することはない。
- 14.3 マクソン社は、分析を目的とするほか製品とサービスの品質向上のために、送信された情報を処理し使用するが、第三者にこれを移転したりライセンサーの承諾なしに他の目的のために使用することはない。

## 第15条 (相殺)

- 15.1 ライセンサーは、マクソン社に対する自らの反訴が法的に有効であると判明し、あるいは争う余地なく自明である場合にのみ、マクソン社からの異議求償を相殺することができる。ライセンサーは、EULAに基づく範囲を越えた要求を以って留置権を行使することはできない。

## 第16条 (可分性)

- 16.1 EULAの一部の条項が無効であるかまたは効力を失い、あるいはEULAの定めに欠落が有る場合であっても、残る他の条項の有効性は何らの影響を受けることなく効力を有するものとする。失効した条項については、これ代わって援用可能となる法的に有効な規定が適用されるものとする。もし法的に有効な規定が存在しない場合には、当事者双方が経済的合理性に立脚し、できる限り合目的な規定もしくは解釈を以って合意されるものとする。同じことはEULAの定めに欠落有る場合にも適用されるものとする。

**第17条 (雑則)**

- 17.1 EULAは、マクソン社とライセンシーとの間の全ての権利と義務を律するものである。契約内容の修正および追加は書面で行わなければならない。
- 17.2 EULAはドイツ連邦共和国の法律に従うものであり、国連が定める“物品の国際販売契約に係わる条約”の適用を受けない。
- 17.3 EULAを巡って発生し得る当事者間の争いの調整とその裁判管轄は、フリードリヒスドルフとする。
- 17.4 通常の引渡およびサービス提供そして支払条件は、有効な最新版の規定が適用されるものとする。
- 17.5 EULAが複数言語に翻訳されている場合、独語版が拘束力を持ち、他の言語版は参考用に過ぎない。独語版とそれ以外の言語版との間に差異や矛盾が生じた場合、独語版が優先適用されるものとする。

2017年6月現在